

(3) [秋田工業高等学校ラグビー後援会会則(改訂版)] (案)

[第3号議案]

- 第1条 本会は秋田県立秋田工業高等学校ラグビー後援会と称し事務所を学校に置く。
- 第2条 本会は秋田県立秋田工業高等学校ラグビー部を支援することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
①選手の激励会 ②新入部員の歓迎会
③部活動の支援 ④会報の発行
⑤その他必要と認められる事項
- 第4条 本会は、次の会員を以って組織する。
①本会の趣旨に賛同する者
②ラグビー部員の保護者
- 第5条 本会には次の役員をおく。
①会長 1名 ②副会長 若干名 ③顧問 若干名
④参与 若干名 ⑤幹事長 1名 ⑥副幹事長 若干名
⑦幹事 若干名 ⑧監事 2名
- 第6条 役員は、総会によって選出する。幹事、監事は、総会において選出する。
①会長、副会長、常任幹事、幹事、監事は、総会において選出する。
②幹事長、副幹事長は幹事の中から互選する。
③顧問および参与は本会に協力する者および功労者の中より会長が委嘱する。
④保護者部会、ROB会から副会長および副幹事長を選出するものとする。
- 第7条 役員は、次の通り定める。代表する。ある時は之を代行する。
①会長は会務を総理し本会を代表する。
②副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は之を代行する。
③幹事長は幹事を代表する。
④副幹事長は幹事を補佐し、本会活動の運営にあたる。
⑤幹事は幹事を組織し、本会活動の運営にあたる。
⑥監事は会務および会計事務を監査する。
- 第8条 役員は、任期は2年とする。ただし、学校、保護者部会、ROB会等に役員の変更があった場合、その任期は残任期間とする。
- 第9条 本会の会議は次の通り定める。
①通常総会は毎年5月に開催し、決算・事業計画・予算その他必要なる事項を審議する。
②臨時総会は必要に応じて会長の招集によって開催する。
③役員会および幹事会は必要に応じて開催する。
④役員会は、役員過半数の出席を以て成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は会長の決する。緊急を要する場合は出席者の過半数で決する。ただし、可決の場合同数の場合は会長の決する。
⑤天災の発生や感染症の流行等の場合は、等面書による議決を要する。ただし、可決の場合同数の場合は会長の決する。
⑥前項の方法でその過半数を以て決する。ただし、可決の場合同数の場合は会長の決する。
⑦前項の方法でその過半数を以て決する。ただし、可決の場合同数の場合は会長の決する。
- 第10条 本会に部会を置くことができる。部会に部会長を置く。
- 第11条 本会の経費は会費並びに寄付金による。
- 第12条 本会の会費は総会の定めるところによる。
①個人会費 年額 5,000円
②団体会費 年額 1口 10,000円 1口以上
ただし、役員会の会費については別に定める。
会長 20,000円、副会長 10,000円、顧問・参与 10,000円
幹事長 10,000円、副幹事長 7,000円、幹事 7,000円
監事 10,000円とする。
(ただし、学校関係者については一般会員と同額(5,000円)とする。)
- 第13条 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 附 則 本会則は令和元年5月12日より施行する。